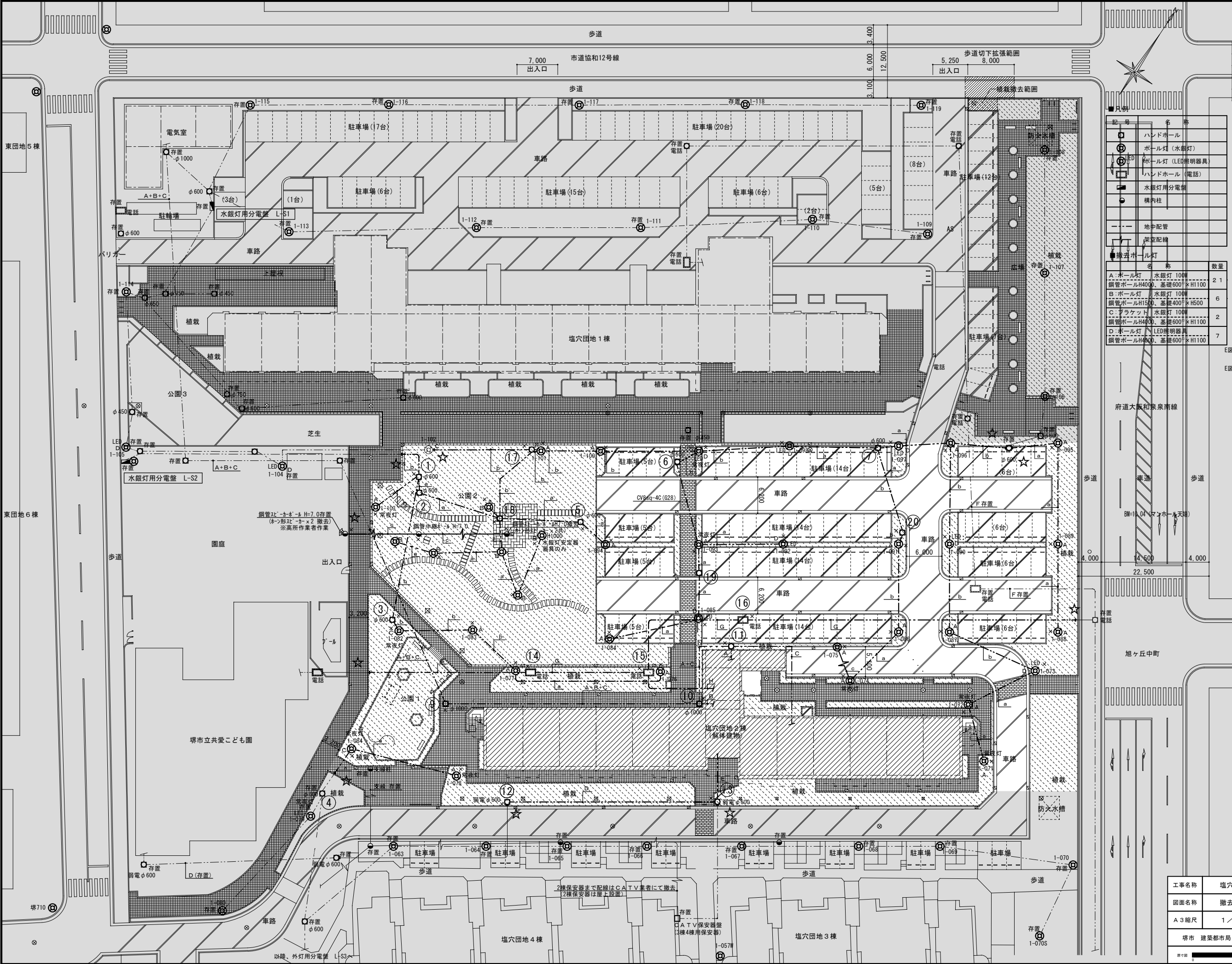


特 記 仕 様 書【設備工事共通】		項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項	
工事仕様書（設備工事共通）		項 目	特 記 事 項			
1. 石綿関連作業						
（1）事前調査						
1.アスベストに関する調査・報告・掲載	・工事開始前に、石綿含有建築材料の有無を調査し、事前調査結果の書面の作成、発注者への報告を行うこと。事前調査を行う者に求める資格等については下記とする。なお、事前調査結果を提示するともに有の場合は作業内容も提示すること。 ① 特定建築物石綿含有建材調査者または一般建築物石綿含有建材調査者（平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号） ② （一社）日本アスベスト調査診断協会に登録された者					
（2）石綿含有建築材料の除去等						
1.石綿含有建築材料の除去	・石綿含有建築材料の除去等を行う場合については「大阪府アスベスト対策基本方針」、「労働安全衛生法（石綿障害予防規則）」、「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「大阪府生活環境の保全に関する条例」、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）「令和4年度版」第9章、「建築物解体工事共通仕様書・同解説（令和2年版）」「非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針（環境省）」等に基づき適切に行うこと。 ○保温材（配管エルボ部分） ○ケイ酸カルシウム板（1種） ○ケイ酸カルシウム板を除く石綿含有成形板（耐火2層管等を含む） ○吹付け塗材（石綿除去作業無し）（外壁（★様）） ○その他（ ） ※ 図面に記載のない石綿含有建築材料の使用が判明した場合には、直ちに監督員に報告し協議を行うこと。					
2.本工事での除去等の作業が発生する石綿含有建築材料	○ガスケット（ダクトフランジ部分） ○ケイ酸カルシウム板（2種） ○ケイ酸カルシウム板を除く石綿含有成形板（耐火2層管等を含む） ○吹付け塗材（石綿除去作業無し）（外壁（★様）） ○その他（ ） ※ 図面に記載のない石綿含有建築材料の使用が判明した場合には、直ちに監督員に報告し協議を行うこと。					
3.専門工事業者	・石綿含有建築材料の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出すること。					
4.作業主任者	・石綿作業主任者技能講習修了者又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者の有資格者とする。					
5.除却作業者	・石綿障害予防規則に基づく特別な教育を受けたもので、除根能に異常がない者とする。					
6.石綿含有分析調査	・○行う ●行わない					
7.保温材（配管エルボ部分）の除去	・保温材（配管エルボ部分）を適切に除去・処分する作業手順は原則以下とする。 なお、ここで記載するアスベスト処理の作業手順については、アスベスト対象物を場外に搬出し、処理施設にて処理を行う手法とする。 1.事前調査 ・設計図書等の資料、目視による調査の実施 ・事前調査結果の書面の作成 ・事前調査結果の発注者への説明 ・事前調査結果の提示 ※ 事前調査の際、石綿含有建材部分の劣化状況についても確認し、監督員に報告すること。 2.施工要領書の提出 ・石綿含有建築材料の除去作業についての作業計画を監督員に提出し確認を受ける。 3.計画の届出 ・「大気汚染防止法」に基づく届出 4.石綿作業主任者の選任等 ・受注者は「石綿障害予防規則」に基づき石綿作業主任者を選任すること。 ・受注者は石綿除去作業に先立ち、除去作業を行う作業者に「石綿障害予防規則」に基づく特別教育を実施すること。 ・受注者は「廃棄物処理法」に基づき特別管理産業廃棄物管理責任者を選任すること。 5.飛散防止の対策等 ・外部との空気の流通を避けるために、当該部分をシート等で塞ぐこと。 ・建物外周部で除去作業を行う場合は、シート等で囲うこと。 6.除去作業 ・配管エルボ保温材部分の石綿部に養生を行う。 ※ 覆っている部分が劣化等により飛散の恐れがある場合は事前に薬液等で湿潤すること。 ・保温材を破損しないように、配管エルボ保温材部分の前後の非石綿部で切断し、当該部分を分離する。 ・除去作業者には呼吸用保護具、保護メガネ及び作業着を着用させること。 7.集積、運搬、処分等 ・切断した保温材（配管エルボ共）の袋詰め（二重梱包）を行う。 ・運搬については、廃石綿等の許可を有する「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」に委託する。 ・処分については、「特別管理産業廃棄物処分業者」に委託する。 8.施工記録・報告 ・工事の内容等を記録するとともに、工事完了の状況を監督員に報告する。 【配管エルボ除去詳細図】					
8.ガスケット（ダクトフランジ部分）の除去	・ガスケット（ダクトフランジ部分）を適切に除去・処分する作業手順は原則以下とする。 なお、ここで記載するアスベスト処理の作業手順については、アスベスト対象物を場外に搬出し、処理施設にて処理を行う手法とする。 1.事前調査 ・設計図書等の資料、目視による調査の実施 ・事前調査結果の書面の作成 ・事前調査結果の発注者への説明 ・事前調査結果の提示 ※ 事前調査の際、石綿含有建材部分の劣化状況についても確認し、監督員に報告すること。 2.施工要領書の提出 ・石綿含有建築材料の除去作業についての作業計画を監督員に提出し確認を受ける。 3.石綿作業主任者の選任等 ・受注者は「石綿障害予防規則」に基づき石綿作業主任者を選任すること。 ・受注者は石綿除去作業に先立ち、除去作業を行う作業者に「石綿障害予防規則」に基づく特別教育を実施すること。 4.飛散防止の対策等 ・外部との空気の流通を避けるために、当該部分をシート等で塞ぐこと。 ・建物外周部で除去作業を行う場合は、シート等で囲うこと。					
9.外壁アスベスト含有部からの設備機材取り外し						
10.外壁アスベスト含有部へのアンカー打設及びコア抜きの施工について						
11.アスベスト含有成形板等の削孔						



解体工事前

凡例等

今回解体工事範囲外部分

今回解体建物

現況地盤高さを示す

■撤去ハンドホールリスト

番号	寸法 W×D×H(mm)	蓋仕様
①	600×600×1400	鋳鉄製 φ600
②	600×600×1400	鋳鉄製 φ600
③	600×600×1400	鋳鉄製 φ600
④	600×600×1400	鋳鉄製 φ600
⑤	600×600×1400	鋳鉄製 φ600
⑥	600×600×1400	鋳鉄製 φ600
⑦	600×600×1400	鋳鉄製 φ600
⑧	600×600×1400	鋳鉄製 φ600
⑨	1000×1000×1600	鋳鉄製 φ1000
⑩	1000×1000×1600	鋳鉄製 φ1000
⑪	1000×1000×1600	鋳鉄製 φ1000
⑫	600×600×1500	鋳鉄製 φ600
⑬	600×600×1500	鋳鉄製 φ600
⑭	1300×650×1500	1300×650
⑮	1300×650×1500	1300×650
⑯	1300×650×1500	1300×650
⑰	600×600×1400	鋳鉄製 φ600
⑱	600×600×1400	鋳鉄製 φ600
⑲	600×600×1400	鋳鉄製 φ600
⑳	600×600×1400	鋳鉄製 φ600

■撤去配管配線リスト

記号	配管配線仕様	負荷名称
A	CV50sq-3C (G70)	回転ドラム
	CV38sq-2C (G54)	非常用コンセント1φ
	CV38sq-3C (G54)	非常用コンセント3φ
	CV38sq-3C (G54)	防火シャッター
B	CV38sq-2C (G54)	E/Vコンセント
	CV200sq-3C (G104)	L-1
	CV8sq-2C (G28)	防火戸
	CV8sq-2C (G28)	防火シャッター
	CV150sq-3C (G82)	住宅2F
	CV250sq-3C (G104)	住宅3.4F
	CV250sq-3C (G104)	住宅5.6F
	CV250sq-3C (G104)	住宅7.8F
	CV250sq-3C (G104)	住宅9.10F
	CV250sq-3C (G104)	住宅11.12F
	CV150sq-3C (G82)	E/V
	CV150sq-3C (G82)	E/V
	CV8sq-2C (G28)	自火報
	CV8sq-2C (G28)	非常警報
	空配管 (G54)	予備
	空配管 (G54)	予備
C	CV100sq-3C (G82)	P-1
D	7C-FB (G28×2)	T/V
E	7C-FB (G28)×2	T/V
F	電話 (G54)×3	T/E/L
G	電話 (G54)×2	T/E/L
H	電話 (G54)	T/E/L
a	CV5.5sq-2C (G22)	ポール灯
b	CV8sq-4C (G28)	ポール灯
c	CV3.5sq-2C (架空)	ポール灯

※撤去する機器については、事前PGB（数量PGB含む）含有の有無を全数調査し、監督員に報告すること

※蛍光灯については場外に搬出し、専門処理施設にて再資源化を図るものとする

☆：電気設備工事での切断位置を示す。
電気設備工事での切断確認後施工すること。

工事名称

堀穴団地2棟解体ほか工事

図面名称

撤去 電気設備 配置図

A3縮尺

1/600

A1縮尺

1/300

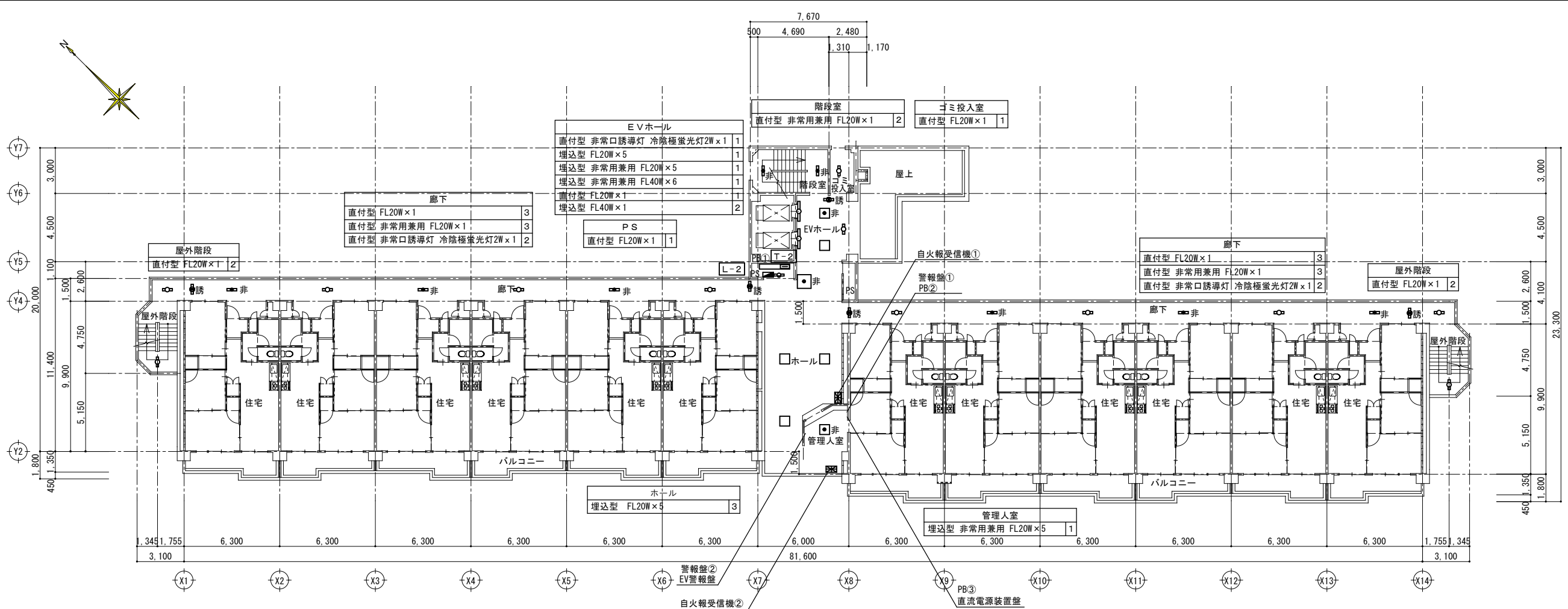
堺市 建築都市局 建築部

図面番号

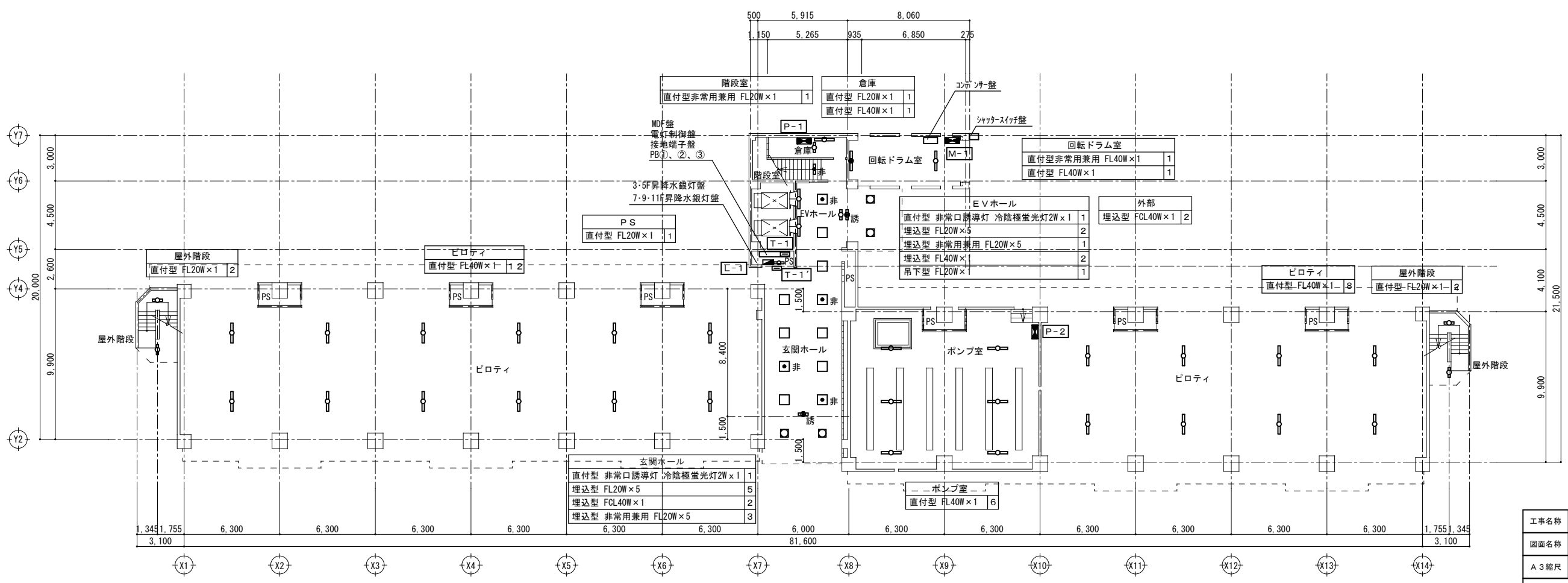
AE/02

図寸法

0 25 50



2階平面図 S=1/150

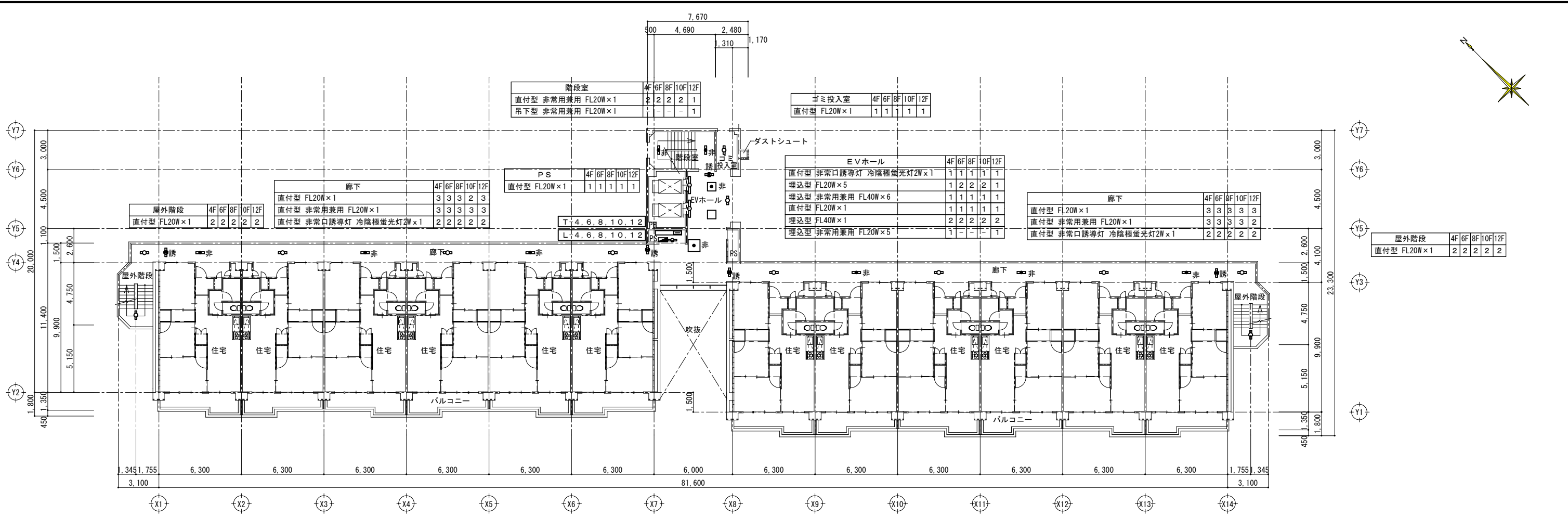


1階平面図 S=1/150

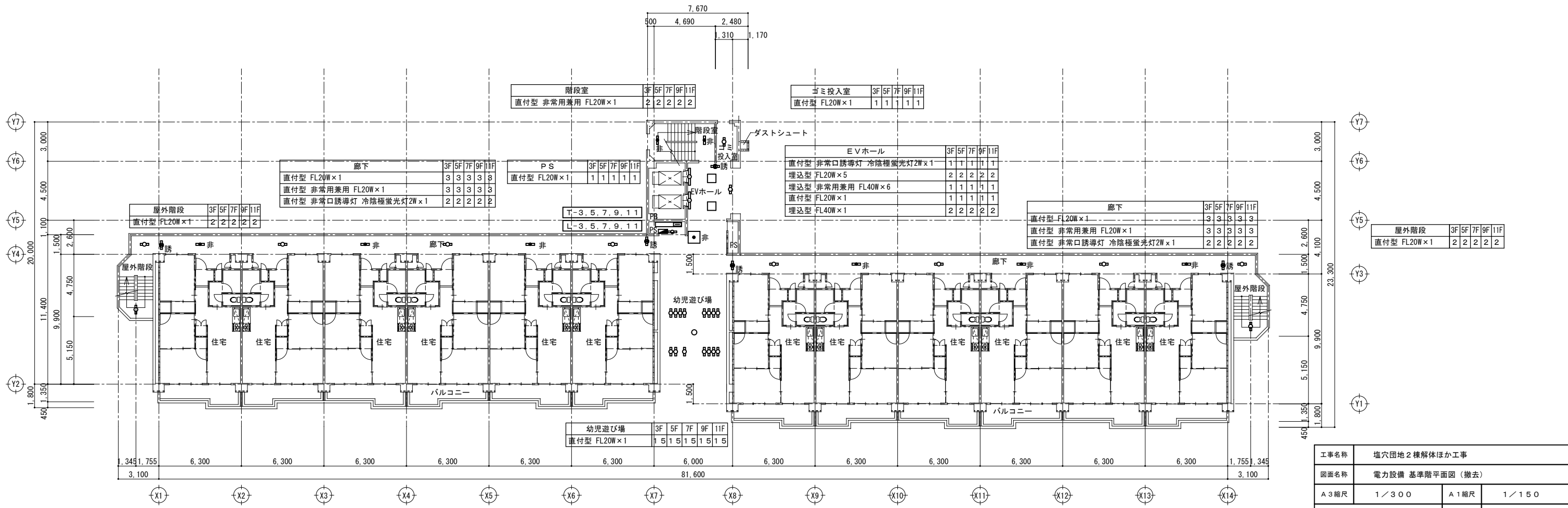
■撤去 共用部照明器具リスト		
名 称	本数	
直付型 非常口誘導灯 冷陰極蛍光灯2W x 1	5	8
直付型 FL20W x 1	2	2
吊下型 FL20W x 1	1	
直付型 非常用兼用 FL20W x 1	9	1
吊下型 非常用兼用 FL20W x 1	1	
埋込型 FL20W x 5	3	1
埋込型 非常用兼用 FL20W x 5	8	
直付型 FL40W x 1	2	8
直付型 非常用兼用 FL40W x 1	4	
埋込型 FL40W x 1	2	6
埋込型 非常用兼用 FL40W x 6	1	1
埋込型 FCL40W x 1	4	
ボール灯 水銀灯 HF250W x 1	4	

■撤去盤及びブルボックスリスト			
階	名 称	寸法 (W x H x D) (mm)	台数
1F	L-1 分電盤	1150 x 1500 x 350	1
	T-1 電話端子盤	375 x 375 x 355	1
	T-1' 電話端子盤	800 x 600 x 240	1
	MDF 盤	750 x 1350 x 350	1
	接地端子盤	850 x 500 x 350	1
	3・5F昇降水銀灯盤	300 x 300 x 140	1
	7・9・11F昇降水銀灯盤	300 x 300 x 140	1
	電灯制御盤	870 x 1000 x 210	1
	P-2 ボタン制御盤	800 x 1600 x 300	1
	PB① プルスイッチ	550 x 550 x 100	1
	PB② プルスイッチ	415 x 200 x 100	1
	PB③ プルスイッチ	2250 x 580 x 350	1
	P-1 開閉器盤	700 x 1700 x 200	1
	コギンチ盤	200 x 400 x 160	1
2F	L-2 分電盤	870 x 1400 x 200	1
	T-2 電話端子盤	450 x 700 x 150	1
	PB① プルスイッチ	2250 x 580 x 350	1
	PB② プルスイッチ	100 x 100 x 100	1
	PB③ プルスイッチ	400 x 400 x 150	1
	自火報受信機①	670 x 820 x 140	1
	自火報受信機②	600 x 2000 x 350	1
	警報盤①	370 x 600 x 160	1
	警報盤②	370 x 600 x 160	1
	直流電源装置盤	550 x 300 x 160	1
	EV警報盤	250 x 250 x 60	1
3F	L-3 分電盤	870 x 1400 x 200	1
	T-3 電話端子盤	450 x 700 x 150	1
	PB プルスイッチ	2250 x 580 x 350	1
4F	L-4 分電盤	870 x 1400 x 200	1
	T-4 電話端子盤	450 x 700 x 150	1
	PB プルスイッチ	2250 x 580 x 350	1
5F	L-5 分電盤	870 x 1400 x 200	1
	T-5 電話端子盤	450 x 700 x 150	1
	PB プルスイッチ	2570 x 580 x 350	1
6F	L-6 分電盤	870 x 1400 x 200	1
	T-6 電話端子盤	450 x 700 x 150	1
	PB プルスイッチ	2270 x 580 x 350	1
7F	L-7 分電盤	870 x 1400 x 200	1
	T-7 電話端子盤	450 x 700 x 150	1
	PB プルスイッチ	2270 x 580 x 350	1
8F	L-8 分電盤	870 x 1400 x 200	1
	T-8 電話端子盤	450 x 700 x 150	1
	PB プルスイッチ	2280 x 570 x 250	1
9F	L-9 分電盤	870 x 1400 x 200	1
	T-9 電話端子盤	450 x 700 x 150	1
	PB プルスイッチ	2280 x 570 x 250	1
10F	L-10 分電盤	870 x 1400 x 200	1
	T-10 電話端子盤	450 x 700 x 150	1
	PB プルスイッチ	2280 x 570 x 250	1
11F	L-11 分電盤	870 x 1400 x 200	1
	T-11 電話端子盤	450 x 700 x 150	1
	PB プルスイッチ	2270 x 570 x 250	1
12F	L-12 分電盤	870 x 1400 x 200	1
	T-12 電話端子盤	450 x 700 x 150	1
	PB プルスイッチ	2100 x 580 x 350	1
地下1F	TV機器収納箱 D-1	600 x 2200 x 200	1
地下2F	底面用分電盤	600 x 1150 x 230	1
地下3F	散水制御盤	600 x 800 x 230	2
地下4F	開閉器盤 M-R	600 x 650 x 200	1

工事名称	埋込穴地2棟解体ほか工事		
図面名称	電力設備 1・2階平面図 (撤去)		
A3縮尺	1/300	A1縮尺	1/150
場 所	建築都市局 建築部	図面番号	AE/O3
設計者	20 30 40		



4, 6, 8, 10, 12階平面図 S=1/150



3, 5, 7, 9, 11階平面図 S=1/150

工事名称	塩穴団地2棟解体ほか工事		
図面名称	電力設備 基準階平面図（撤去）		
A3縮尺	1／300	A1縮尺	1／150
堺市 建築都市局 建築部	図面番号		AE／04
図寸法 			



■ 住居照明器具リスト

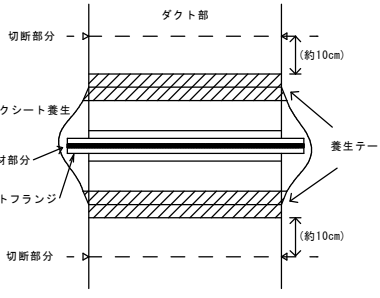
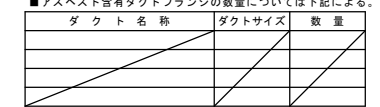
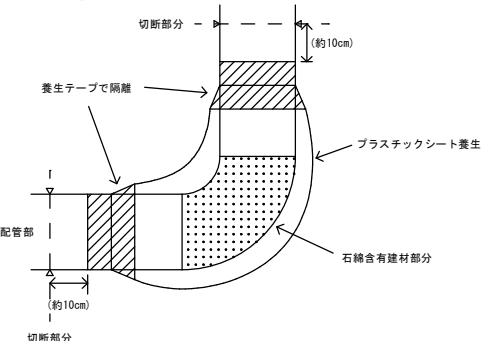
①FL10W×1
②FL20W×1
③FL20W×1
④FL60W×1
⑤FL40W×1
⑥FL15W×1
⑦FL60W×1

■撤去 住居照明器具数量

	1201	1202	1203	1204	1205	1206	1207	1208	1209	1210	1211	1212	小計
①.廊下 表吊灯	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
②.洗面所 壁付		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
③.洗面所 天井	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
④.浴室 壁付				1									1
⑤.便所 天井				1									1
⑥.台所 壁付		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
⑦.ﾊﾞﾙｺﾆｰ 天井	1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	1111	1112	1
①.廊下 表吊灯	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	11
②.洗面所 壁付	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
③.洗面所 天井	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	11
④.浴室 壁付								1	1				2
⑤.便所 天井									1				1
⑥.台所 壁付	1	1	1	1	1	1		1	1	1		1	10
⑦.ﾊﾞﾙｺﾆｰ 天井	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011	1012	
①.廊下 表吊灯	1	1	1	1	1	1				1	1	1	9
②.洗面所 壁付	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
③.洗面所 天井	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
④.浴室 壁付													
⑤.便所 天井									1				
⑥.台所 壁付	1	1	1	1	1	1		1	1		1	1	10
⑦.ﾊﾞﾙｺﾆｰ 天井	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	
①.廊下 表吊灯	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
②.洗面所 壁付	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
③.洗面所 天井	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
④.浴室 壁付					1		1						2
⑤.便所 天井		1			1		1						3
⑥.台所 壁付	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	10
⑦.ﾊﾞﾙｺﾆｰ 天井	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	
①.廊下 表吊灯	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
②.洗面所 壁付	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
③.洗面所 天井	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
④.浴室 壁付										1			1
⑤.便所 天井													
⑥.台所 壁付				1	1	1		1	1			1	6
⑦.ﾊﾞﾙｺﾆｰ 天井	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	
①.廊下 表吊灯	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
②.洗面所 壁付	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
③.洗面所 天井	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	10
④.浴室 壁付													
⑤.便所 天井								1	1		1	1	
⑥.台所 壁付		1	1					1	1		1	1	7
⑦.ﾊﾞﾙｺﾆｰ 天井	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	
①.廊下 表吊灯	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
②.洗面所 壁付	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
③.洗面所 天井	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
④.浴室 壁付				1									1
⑤.便所 天井	1				1	1	1	1		1	1	1	9
⑦.ﾊﾞﾙｺﾆｰ 天井	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	
①.廊下 表吊灯	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
②.洗面所 壁付	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
③.洗面所 天井	1	1	1		1	1	1	1	1		1	1	10
④.浴室 壁付	1												1
⑤.便所 天井	1												1
⑥.台所 壁付	1		1			1	1	1				1	6
⑦.ﾊﾞﾙｺﾆｰ 天井	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	
①.廊下 表吊灯	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
②.洗面所 壁付		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
③.洗面所 天井		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
④.浴室 壁付													
⑤.便所 天井													
⑥.台所 壁付		1	1	1	1	1		1		1	1		8
⑦.ﾊﾞﾙｺﾆｰ 天井	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	
①.廊下 表吊灯	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
②.洗面所 壁付	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
③.洗面所 天井	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
④.浴室 壁付													
⑤.便所 天井								1					1
⑥.台所 壁付	1	1	1	1		1			1		1		8
⑦.ﾊﾞﾙｺﾆｰ 天井	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	
①.廊下 表吊灯	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
②.洗面所 壁付	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
③.洗面所 天井	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
④.浴室 壁付				1									1
⑤.便所 天井													
⑥.台所 壁付	1	1	1					1	1			1	6
⑦.ﾊﾞﾙｺﾆｰ 天井													
合 計	①計 128	②計 123	③計 120	④計 9	⑤計 7	⑥計 90	⑦計 1						

住戸平面詳細図（撤去）S=1:40

工事名称	塩穴団地2棟解体ほか工事		
図面名称	住戸平面詳細図（撤去）		
A3縮尺	1／80	A1縮尺	1／40
堺市 建築都市局 建築部		図面番号	AE／06
図寸図 0 25 50 75			

特 記 仕 様 書【設 備 工 事 共 通】		項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項	
Ⅲ. アスベスト仕様書（AE AM 工事共通）						
項 目		特 記 事 項				
1. 石綿関連作業						
（1）事前調査						
1.アスベストに関する調査・報告・調査	・工事開始前に、石綿含有建築材料の使用の有無を調査し、事前調査結果の書面の作成、発注者への報告を行うこと。事前調査を行う者に求める資格等については下記とする。なお、事前調査結果を提示するともに有の場合は作業内容も提示すること。 ① 特定建築物石綿含有建材調査者または一般建築物石綿含有建材調査者（平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号） ② （一社）日本アスベスト調査診断協会に登録された者		5. 除去作業 ・ダクトフランジ接続部分の石綿含有ガスケットに養生を行う。 ※ 覆っている部分が劣化等により飛散の恐れがある場合は事前に薬液等で湿潤すること。 ・ガスケットを破損しないように、ダクトフランジ接続部分の前後の非石綿部で切断し、当該部分を分離する。 ・除去作業者には呼吸用保護具、保護メガネ及び作業着を着用させること。 6. 集積、運搬、処分等 ・切断したダクトフランジは、丈夫なビニール袋に入れて運搬すること。 ・切断したダクトフランジを現場内で保管する場合は、シート等で覆い保管場所には、ダクトフランジの保管場所であることの表示を行うこと。 ・ダクトフランジの運搬に当たっては、運搬車両の荷台全体をシート等で覆うこと。 7. 除去物の処分 ・アスベスト含有ガスケットは、関係法令に従い適切に処分すること。 ・マニフェストによる管理を行い、マニフェストには「石綿含有産業廃棄物」であることを明示すること。 8. 施工記録・報告 ・工事の内容等を記録するとともに、工事完了の状況を監督員に報告する。 【ガスケット（ダクトフランジ部分）撤去詳細図】		2. 施工要領書の提出 ・石綿含有建築材料の除去作業についての作業計画を監督員に提出し確認を受ける。 3. 計画の届出（けい酸カルシウム板2種を削孔する場合） ・「労働安全衛生法（石綿障害予防規則）」、「大気汚染防止法」に基づく届出 4. 石綿作業主任者の選任等 ・受注者は「石綿障害予防規則」に基づき石綿作業主任者を選任すること。 ・受注者は石綿除去作業に先立ち、除去作業を行う作業者に「石綿障害予防規則」に基づく特別教育を実施すること。 5. 受注者は「廃棄物処理法」に基づき特別管理産業廃棄物管理責任者を選任すること。 6. 削孔作業 ・看板（立入禁止）を設置する。 ・作業者は呼吸用保護具、保護メガネ及び作業着を着用する。 ・床に養生シートを設置する。 （けい酸カルシウム板1種を削孔する場合については、作業場所をビニールシート等で隔離する。） （けい酸カルシウム板2種を削孔する場合については、集塵排気装置を設置し、作業場所を仮隔離を行う。（作業前に集塵排気装置の点検・負圧の点検を実施する。）） ・粉じん吸込装置付ドリル（HEPAフィルター付）を使用する。 ・削孔部の成形板に水を噴霧（湿潤）し、削孔する。 ・飛散防止剤を削孔部に吹付ける。 6. 石綿処理 ・粉じん、HEPAフィルター、保護マスク等の袋詰めを行う。 ・けい酸カルシウム板2種については、「特別管理産業廃棄物処分業者」に委託し、処理を行う。その他の石綿含有建築材料については、石綿含有廃棄物として処理を行うこと。 7. 施工記録・報告 ・工事の内容等を記録するとともに、工事完了の状況を監督員に報告する。 8. 施工記録の保存 ・作業計画に基づく作業実施状況の記録及び従事労働者の氏名、従事期間等を記録し、3年間保存すること。	
2. 石綿含有建築材料の除去等						
1. 石綿含有建築材料の除去	・石綿含有建築材料の除去等を行う場合については「大阪府アスベスト対策基本方針」、「労働安全衛生法（石綿障害予防規則）」、「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）「令和4年度版」第9章、「建築物解体工事共通仕様書・同解説（令和2年版）」「非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針（環境省）」等に基づき適切に行うこと。					
2. 本工事での除去等の作業が発生する石綿含有建築材料	・○保温材（配管エルボ部分） ○ケイ酸カルシウム板（1種） ○ケイ酸カルシウム板を除く石綿含有成形板（耐火二層管等を含む） ○吹付け塗材（石綿除去作業無し）（外壁（★様）） ●その他（フランチパッキン 受水槽廻り、高梁水槽廻り、シュート接合部） ※ 図面に記載のない石綿含有建築材料の使用が判明した場合には、直ちに監督員に報告し協議を行うこと。					
3. 専門工事業者	・石綿含有建築材料の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出すること。		9. 外壁アスベスト含有部からの設備機材取り外し		・外壁アスベスト含有部（みなし含む）に設置している機器や部材を取り外す作業手順は原則以下とする。 1. 事前準備 ・石綿作業主任者を選任し、作業者に特別教育を実施する。 2. 機器等の取り外し作業 ・看板（立入禁止）を設置し、保護マスク（RL-3・RS-3）を着用する。 ・外壁と機器等が接している部分に水を噴霧（湿潤）し、取り外す。 ・取り外した部分に飛散防止剤を吹付ける。	
4. 作業主任者	・石綿作業主任者技能講習修了者又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者の有資格者とする。					
5. 除却作業者	・石綿障害予防規則に基づく特別な教育を受けたもので、肺機能に異常がない者とする。					
6. 石綿含有分析調査	・○行う					
7. 保温材（配管エルボ部分）の除去	・保温材（配管エルボ部分）を適切に除去・処分する作業手順は原則以下とする。 なお、ここで記載するアスベスト処理の作業手順については、アスベスト対象物を場外に搬出し、処理施設にて処理を行う手法とする。 1. 事前調査 ・設計図書等の資料、目視による調査の実施 ・事前調査結果の書面の作成 ・事前調査結果の発注者への説明 ・事前調査結果の提示 ※ 事前調査の際、石綿含有建材部分の劣化状況についても確認し、監督員に報告すること。 2. 施工要領書の提出 ・石綿含有建築材料の除去作業についての作業計画を監督員に提出し確認を受ける。 3. 計画の届出 ・「大気汚染防止法」に基づく届出 4. 石綿作業主任者の選任等 ・受注者は「石綿障害予防規則」に基づき石綿作業主任者を選任すること。 ・受注者は石綿除去作業に先立ち、除去作業を行う作業者に「石綿障害予防規則」に基づく特別教育を実施すること。 ・受注者は「廃棄物処理法」に基づき特別管理産業廃棄物管理責任者を選任すること。 5. 飛散防止の対策等 ・外部との空気の流通を避けるために、当該部分をシート等で塞ぐこと。 ・建物外周部で除去作業を行う場合は、シート等で囲うこと。 6. 除去作業 ・配管エルボ保温材部分の石綿部に養生を行う。 ※ 覆っている部分が劣化等により飛散の恐れがある場合は事前に薬液等で湿潤すること。 ・保温材を破損しないように、配管エルボ保温材部分の前後の非石綿部で切断し、当該部分を分離する。 ・除去作業者には呼吸用保護具、保護メガネ及び作業着を着用させること。 7. 集積、運搬、処分等 ・切断した保温材（配管エルボ状）の袋詰め（二重梱包）を行う。 ・運搬については、廃石綿等の許可を有する「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」に委託する。 ・処分については、「特別管理産業廃棄物処分業者」に委託する。 8. 施工記録・報告 ・工事の内容等を記録するとともに、工事完了の状況を監督員に報告する。 【配管エルボ撤去詳細図】				10. 外壁アスベスト含有部へのアンカー打設及びコア抜きの施工について 【アンカー打設】 ・外壁アスベスト含有部（みなし含む）への「アンカー打設」の作業手順は原則以下とする。 1. 事前調査 ・設計図書等の資料、目視による調査の実施 ・事前調査結果の書面の作成 ・事前調査結果の発注者への説明 ・事前調査結果の提示 2. 施工要領書の提出 ・外壁アスベスト含有部へのアンカー打設方法についての作業計画を監督員に提出し確認を受ける。 3. 石綿作業主任者の選任等 ・受注者は「石綿障害予防規則」に基づき石綿作業主任者を選任すること。 ・受注者は石綿除去作業に先立ち、除去作業を行う作業者に「石綿障害予防規則」に基づく特別教育を実施すること。 4. ドリル穿孔作業 ・看板（立入禁止）を設置し、保護マスク（RL-3・RS-3）を着用する。 ・粉じん吸込装置付ドリル（HEPAフィルター付）を使用する。 ・ドリル穿孔部の仕上塗材に水を噴霧（湿潤）し、穿孔する。 ・飛散防止剤を穿孔部（切断面及び周囲）に吹付け、アンカーを打設する。 5. 石綿処理 ・粉じん、HEPAフィルター、保護マスク等の袋詰めを行う。 ・石綿処分については関係法令に従い適切に処分すること。 6. 施工記録・報告 ・工事の内容等を記録するとともに、工事完了の状況を監督員に報告する。 【コア抜き】 ・外壁アスベスト含有部（みなし含む）への「コア抜き」の作業手順は原則以下とする。 1. 事前調査 ・設計図書等の資料、目視による調査の実施 ・事前調査結果の書面の作成 ・事前調査結果の発注者への説明 ・事前調査結果の提示 2. 施工要領書の提出 ・外壁アスベスト含有部へのコア抜き方法についての作業計画を監督員に提出し確認を受ける。 3. 石綿作業主任者の選任等 ・受注者は「石綿障害予防規則」に基づき石綿作業主任者を選任すること。 ・受注者は石綿除去作業に先立ち、除去作業を行う作業者に「石綿障害予防規則」に基づく特別教育を実施すること。 4. 削孔機固定用穴あけ作業 ・看板（立入禁止）を設置し、保護マスク（RL-3・RS-3）を着用する。 ・床に養生シートを設置する。 ・粉じん吸込装置付ドリル（HEPAフィルター付）を使用する。 ・ドリル穿孔部の仕上塗材に水を噴霧（湿潤）し、穿孔する。 ・飛散防止剤を穿孔部（切断面及び周囲）に吹付け、アンカーを打設する。 5. 削孔機のセット ・逆式にてコア抜き作業を行う。 6. 仕上部（アスベスト含有部）のコア抜き作業 ・切削汚水の回収（切削汚水はウエス等で拭取る） 7. 躯体部のコア抜き作業 ・躯体部のコア抜き後、飛散防止剤を削孔部（切断面及び周囲）に吹付ける。 8. 石綿処理 ・粉じん、HEPAフィルター、コア抜き部分、養生シート、仕上部コア抜き作業時の切削汚水を含んだウエス、保護マスク等の袋詰めを行う。 ・石綿処分については関係法令に従い適切に処分すること。 9. 施工記録・報告 ・工事の内容等を記録するとともに、工事完了の状況を監督員に報告する。 ・やむを得ずアスベスト含有成形板を削孔する場合の削孔作業手順は原則以下とする。 1. 事前調査 ・設計図書等の資料、目視による調査の実施 ・事前調査結果の書面の作成 ・事前調査結果の発注者への説明 ・事前調査結果の提示	
8. ガスケット（ダクトフランジ部分）の除去	・ガスケット（ダクトフランジ部分）を適切に除去・処分する作業手順は原則以下とする。 なお、ここで記載するアスベスト処理の作業手順については、アスベスト対象物を場外に搬出し、処理施設にて処理を行う手法とする。 1. 事前調査 ・設計図書等の資料、目視による調査の実施 ・事前調査結果の書面の作成 ・事前調査結果の発注者への説明 ・事前調査結果の提示 ※ 事前調査の際、石綿含有建材部分の劣化状況についても確認し、監督員に報告すること。 2. 施工要領書の提出 ・石綿含有建築材料の除去作業についての作業計画を監督員に提出し確認を受ける。 3. 石綿作業主任者の選任等 ・受注者は「石綿障害予防規則」に基づき石綿作業主任者を選任すること。 ・受注者は石綿除去作業に先立ち、除去作業を行う作業者に「石綿障害予防規則」に基づく特別教育を実施すること。 4. 飛散防止の対策等 ・外部との空気の流通を避けるために、当該部分をシート等で塞ぐこと。 ・建物外周部で除去作業を行う場合は、シート等で囲うこと。		11. アスベスト含有成形板等の削孔			

工事名称

掘穴囲地2棟解体ほか工事

図面名称

設備工事共通 特記仕様書

A3縮尺

—

A1縮尺

—

堺市 建築都市局 建築部

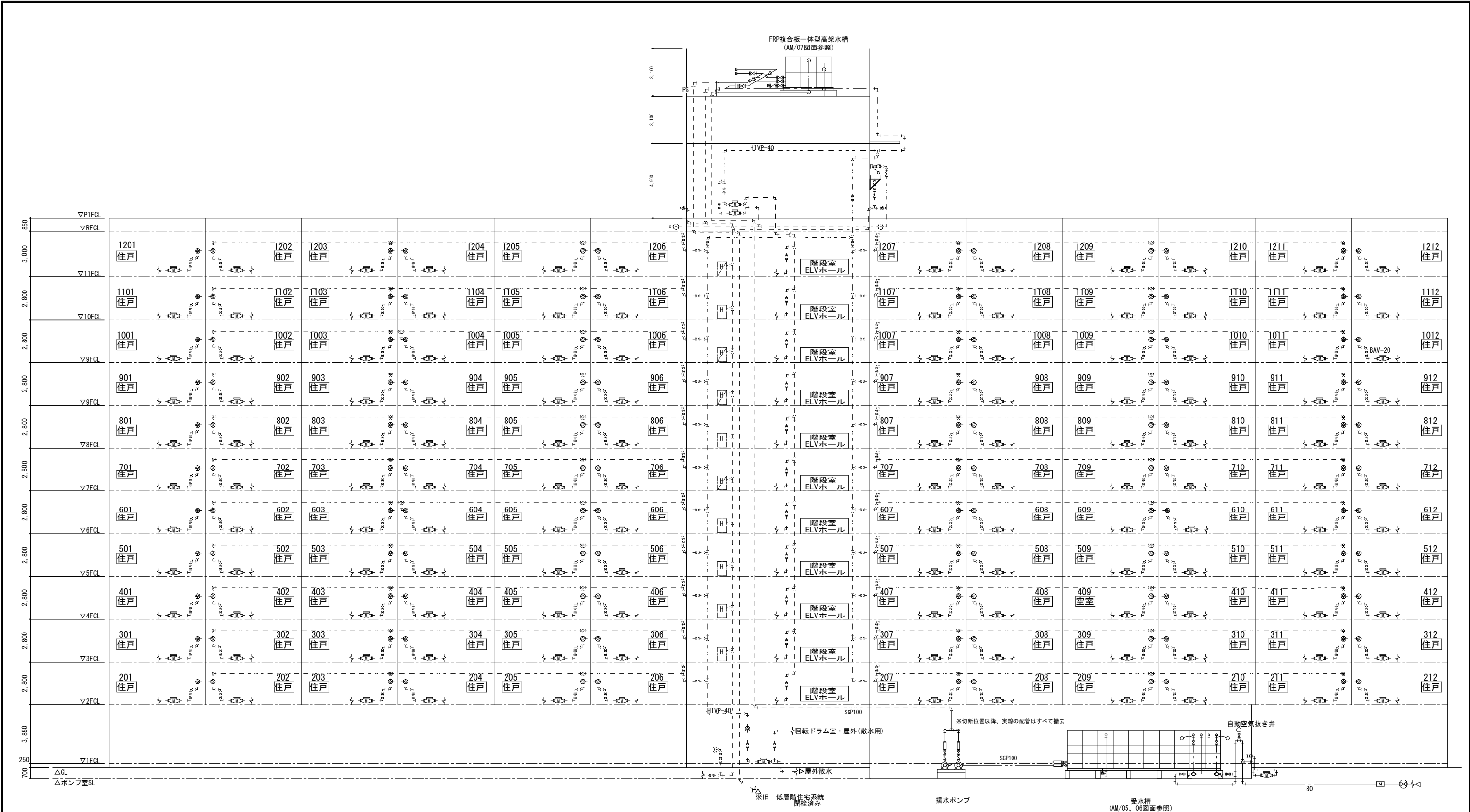
図面番号

AM/01

図例

0 25 50 75

< 2025.5 >新営・改修編



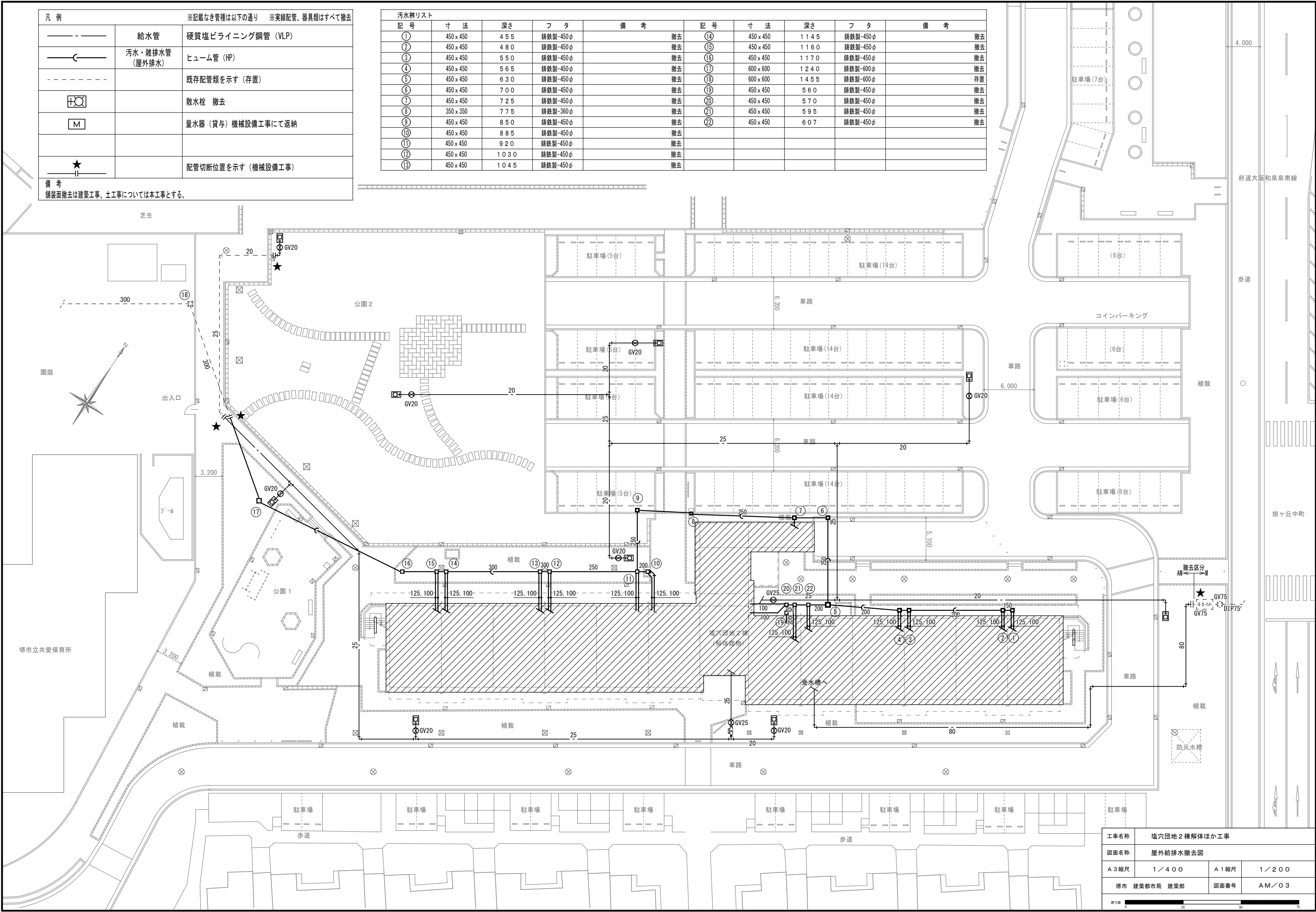
凡 例			※実線配管、器具類はすべて撤去
		量水器（私設）撤去	
		量水器（貸与）機械設備工事にて上下水道局へ返納	

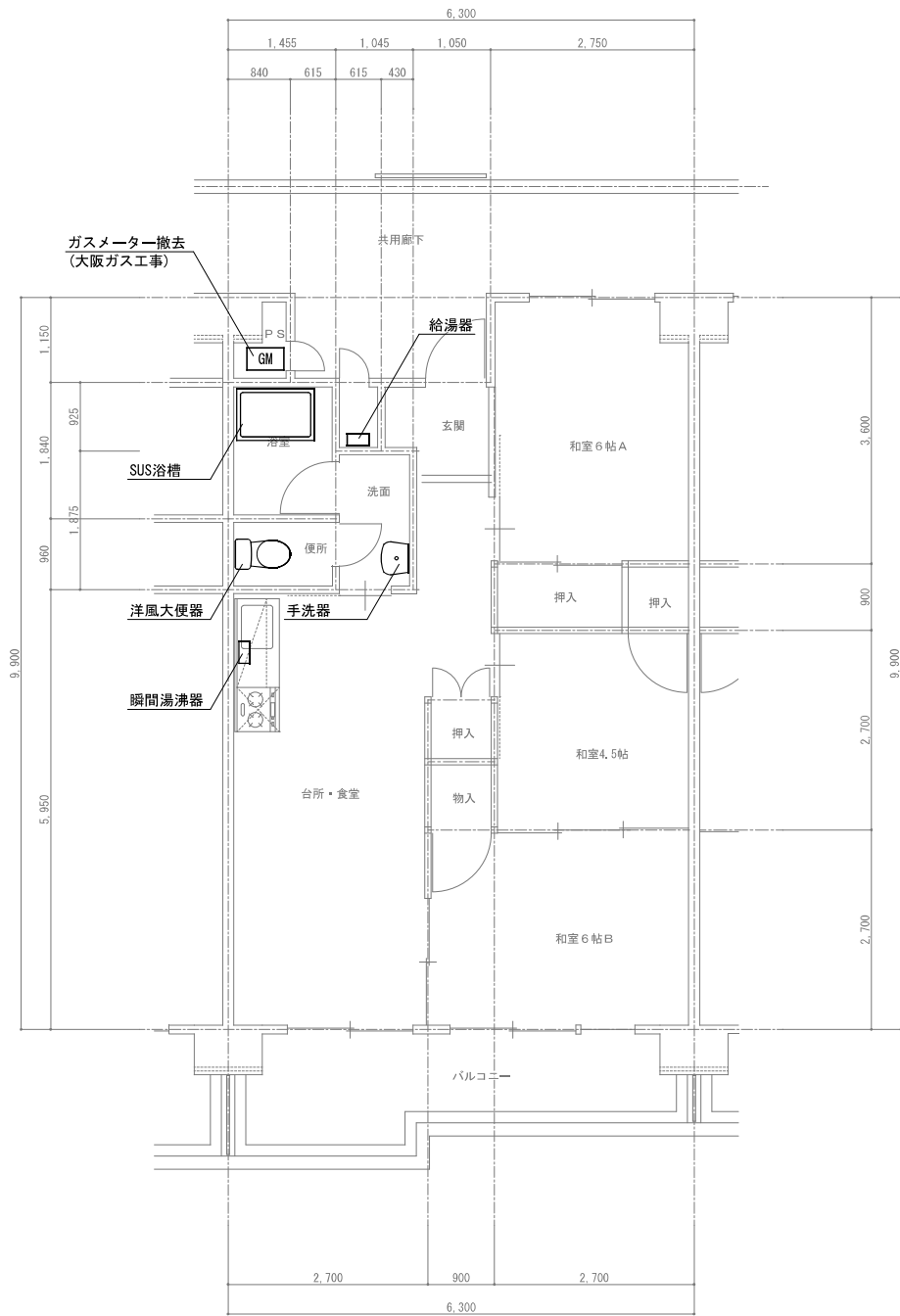
※50A以下の量水器（私設）は、解体時に同時に解体されるものとする。

工事名称	堀穴団地2棟解体ほか工事		
図面名称	給排水設備 系統図		
A 3縮尺	NON	A 1縮尺	NON
堺市 建築都市局 建築部		図面番号	AM／02
図寸図	0255075		

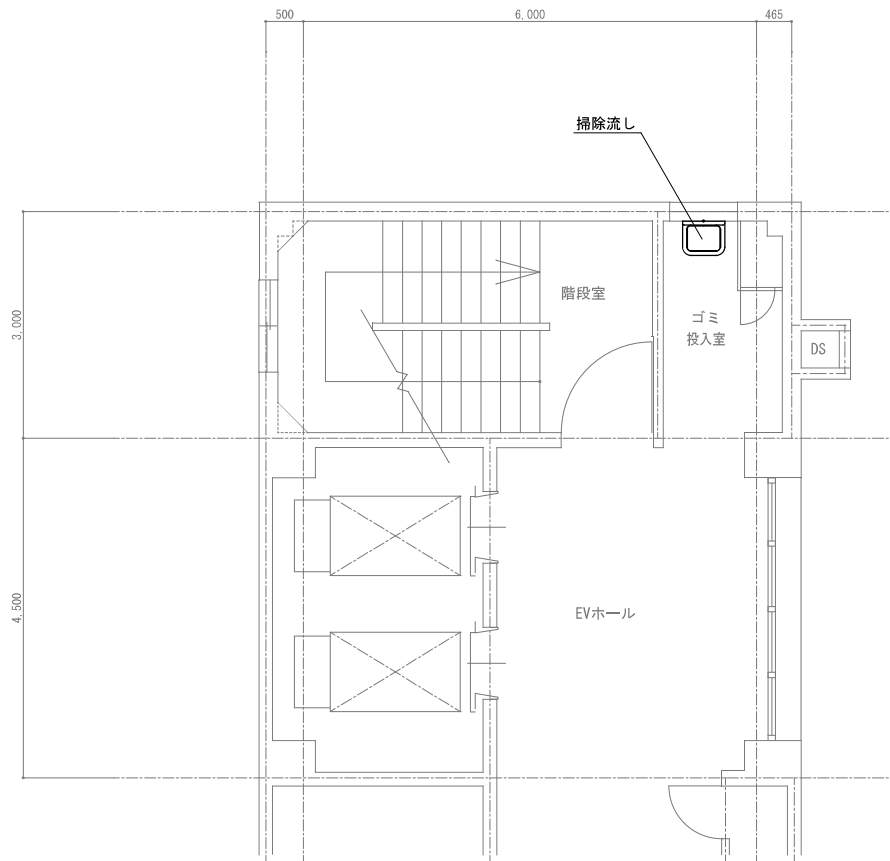
凡 例			※記載なき管種は以下の通り	※実線配管、器具類はすべて撤去
	給水管	硬質塩ビライニング鋼管 (VLP)		
	汚水・雑排水管 (屋外排水)	ヒューム管 (HP)		
		既存配管類を示す (存置)		
		散水栓 撤去		
		量水器 (貸与) 機械設備工事に返納		
		配管切断位置を示す (機械設備工事)		
備 考			舗装面撤去は建築工事、土工事については本工事とする。	

汚水樹リスト									
記 号	寸 法	深 さ	フ タ	備 考	記 号	寸 法	深 さ	フ タ	備 考
①	450 x 450	4 5 5	鑄鉄製-450φ	撤去	⑭	450 x 450	1 1 4 5	鑄鉄製-450φ	撤去
②	450 x 450	4 8 0	鑄鉄製-450φ	撤去	⑮	450 x 450	1 1 6 0	鑄鉄製-450φ	撤去
③	450 x 450	5 5 0	鑄鉄製-450φ	撤去	⑯	450 x 450	1 1 7 0	鑄鉄製-450φ	撤去
④	450 x 450	5 6 5	鑄鉄製-450φ	撤去	⑰	600 x 600	1 2 4 0	鑄鉄製-600φ	撤去
⑤	450 x 450	6 3 0	鑄鉄製-450φ	撤去	⑱	600 x 600	1 4 5 5	鑄鉄製-600φ	存置
⑥	450 x 450	7 0 0	鑄鉄製-450φ	撤去	⑲	450 x 450	5 6 0	鑄鉄製-450φ	撤去
⑦	450 x 450	7 2 5	鑄鉄製-450φ	撤去	⑳	450 x 450	5 7 0	鑄鉄製-450φ	撤去
⑧	350 x 350	7 7 5	鑄鉄製-360φ	撤去	㉑	450 x 450	5 9 5	鑄鉄製-450φ	撤去
⑨	450 x 450	8 5 0	鑄鉄製-450φ	撤去	㉒	450 x 450	6 0 7	鑄鉄製-450φ	撤去
⑩	450 x 450	8 8 5	鑄鉄製-450φ	撤去					
⑪	450 x 450	9 2 0	鑄鉄製-450φ	撤去					
⑫	450 x 450	1 0 3 0	鑄鉄製-450φ	撤去					
⑬	450 x 450	1 0 4 5	鑄鉄製-450φ	撤去					

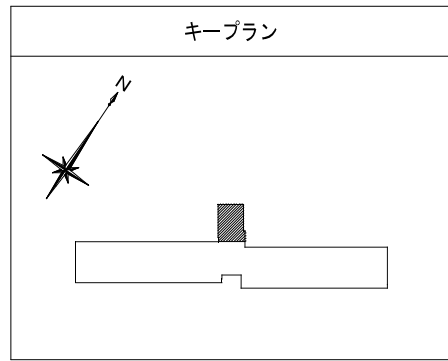




住戸 平面詳細図 S=1:50

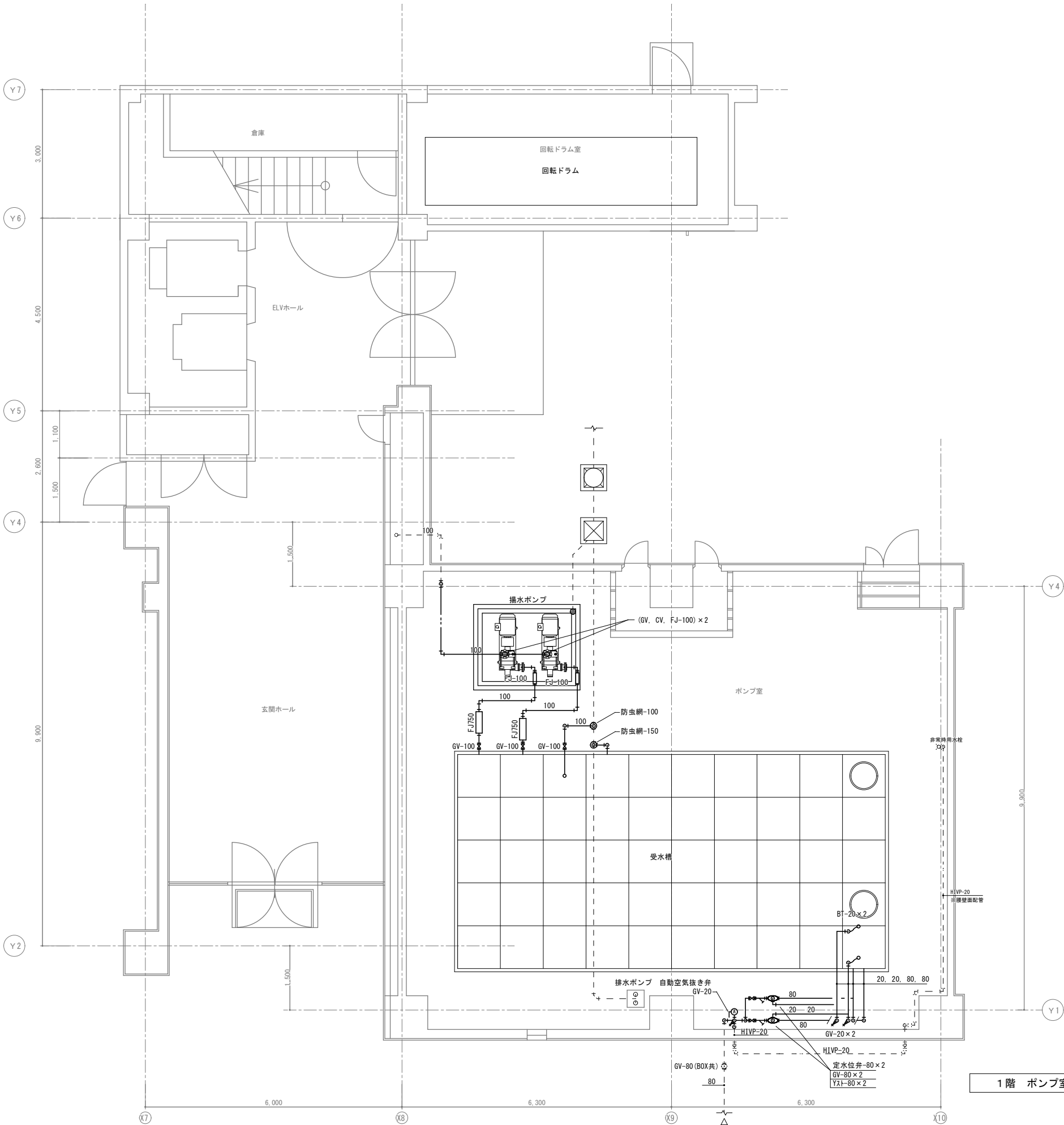


2～12階 EVホール平面詳細図 S=1:50



衛生器具表			※すべて撤去
名 称	数 量	備 考	
洋風大便器	1 3 2		
手洗器	1 3 2		
給湯器 (P S内)	1 0 9	1 6号	
S U S浴槽	1 0 9		
瞬間湯沸器 (流し台)	9 7	5号	
掃除流し	1 1		

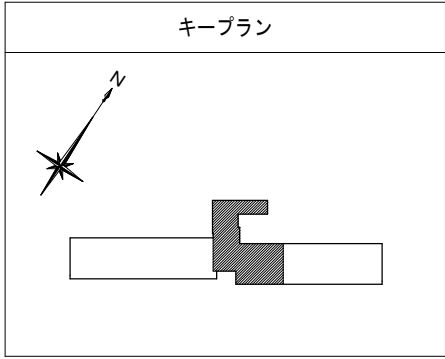
工事名称	塩穴団地2棟解体ほか工事		
図面名称	各階平面詳細図		
A3縮尺	1／100	A1縮尺	1／50
堺市 建築都市局 建築部	図面番号		AM／O4
縮尺図 0 25 50 75			



※実線範囲の受水槽廻り配管フランジパッキン撤去
80A:10箇所 100A:14箇所

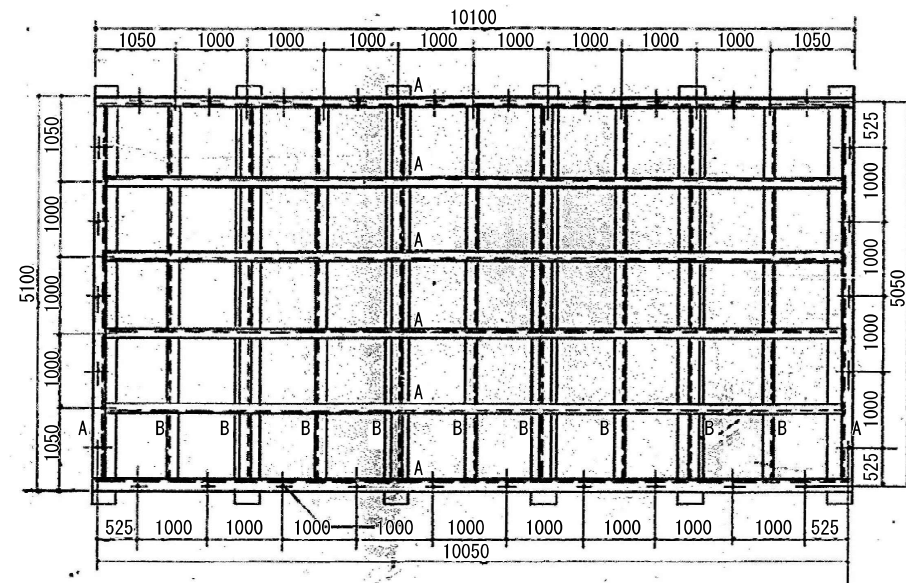
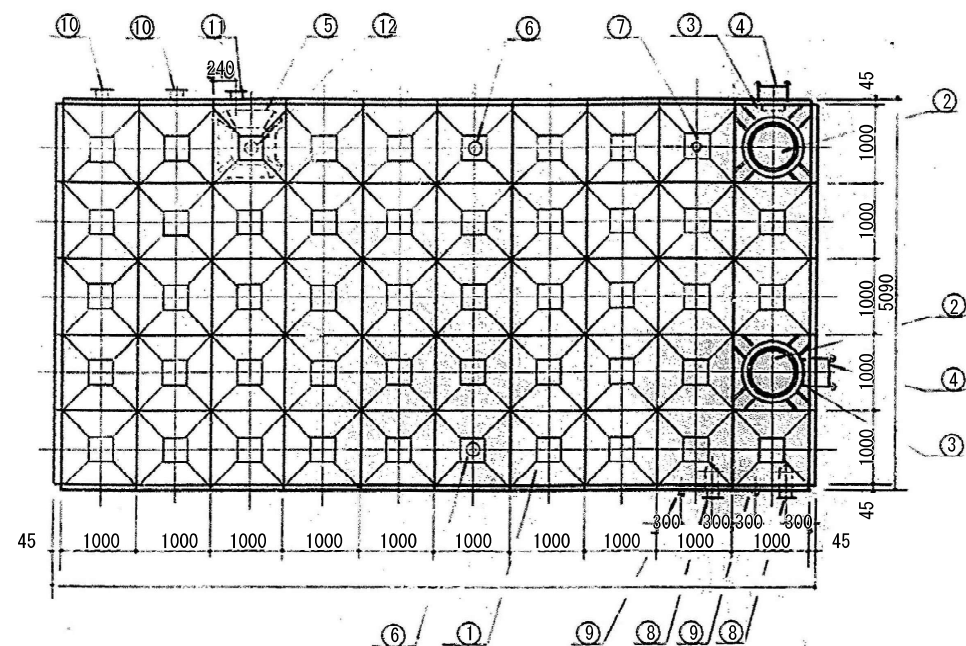
凡 例		※記載なき管種は以下の通り	※実線配管、器具類はすべて撤去
	給水管	硬質塩ビライニング鋼管 (VLP)	
	揚水管	硬質塩ビライニング鋼管 (VLP)	
		既存配管類を示す	

機器表 (すべて撤去)			
機 器 名	機 器 仕 様	備 考	個 数
FRP組立式受水槽	10.0×5.0×2.5H (有効: 100.0m3)	1F ポンプ室	1
揚水ポンプ	100φ×740 $\frac{1}{2}$ /min×64m×18.5kw	1F ポンプ室	2
排水ポンプ	50φ×50 $\frac{1}{2}$ /min×15m×0.75kw	1F ポンプ室	2
回転ドラム	ロータリードラム式 ごみ貯留排出装置 ドラム容量: 8m3 ドラム貯留量: 12m3	1F 回転ドラム室	1
特記事項			
参考重量 揚水ポンプ 341kg/基		FRP組立式受水槽 3500kg	
排水ポンプ 9.5kg/台			

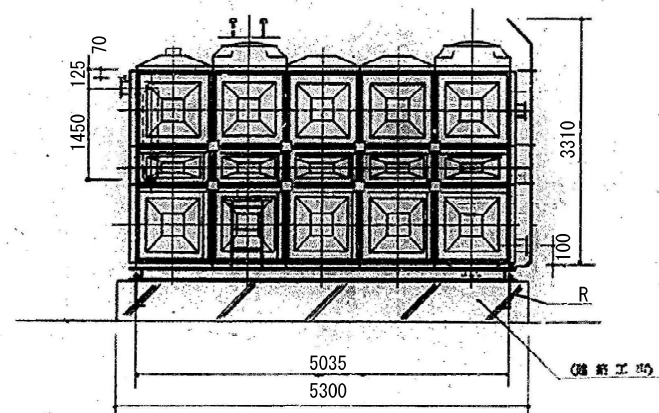
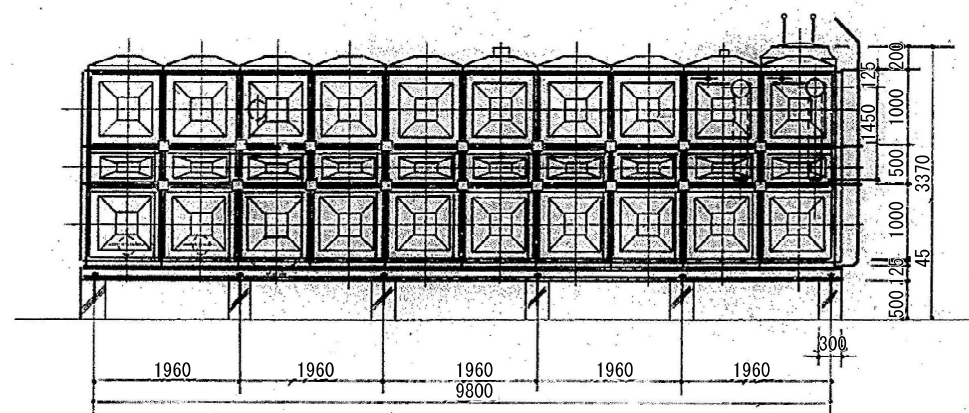


1階 ポンプ室、回転ドラム室 平面図 S=1:50

工事名称	塩穴団地2棟解体ほか工事		
図面名称	ポンプ室、回転ドラム室 平面図		
A3縮尺	1／100	A1縮尺	1／50
堺市 建築都市局 建築部		図面番号	AM／05
図寸法 0 25 50 75			



架台仕様
A □ 125 × 65 × 6
B L 65 × 65 × 6
K 取付ボルト 30 1/2
R アンカーボルト 12 3/8



番	名称	材質	寸法	数量	備考
①	槽	FRP	1250001		受水槽
②	マンホール	FRP	600φ	2	
③	内トラップ	PVC	40φx20φ	2	300W
④	外トラップ	SGP	3/8x3/8	2	375W
⑤	ピットパイプ	FRP			
⑥	通気	PVC	100	2	
⑦	電極	PVC	50	1	
⑧	給水	PVC	80	2	
⑨	ボールドアップ	BC	20	2	
⑩	吐水口	PVC	100	2	
⑪	満水	PVC	150	1	
⑫	排水	PVC	100	1	
⑬	複合板	合成樹脂	20		
⑭	内部配管	VP	80		

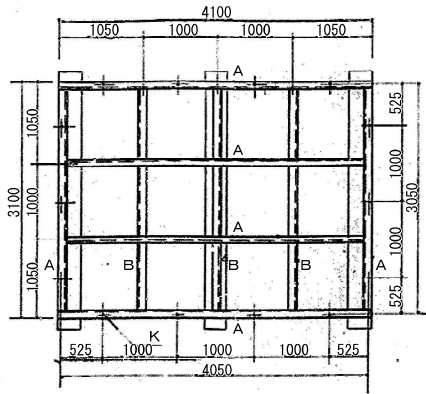
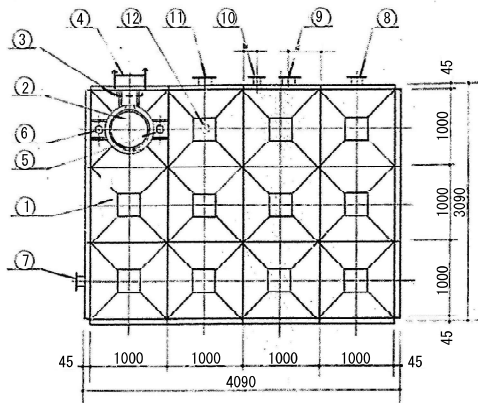
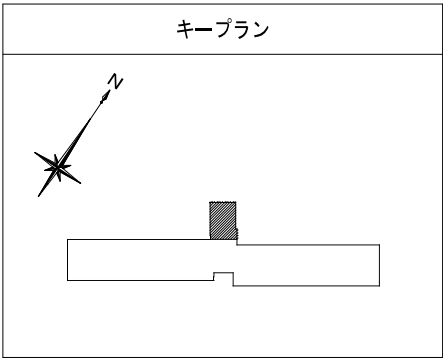
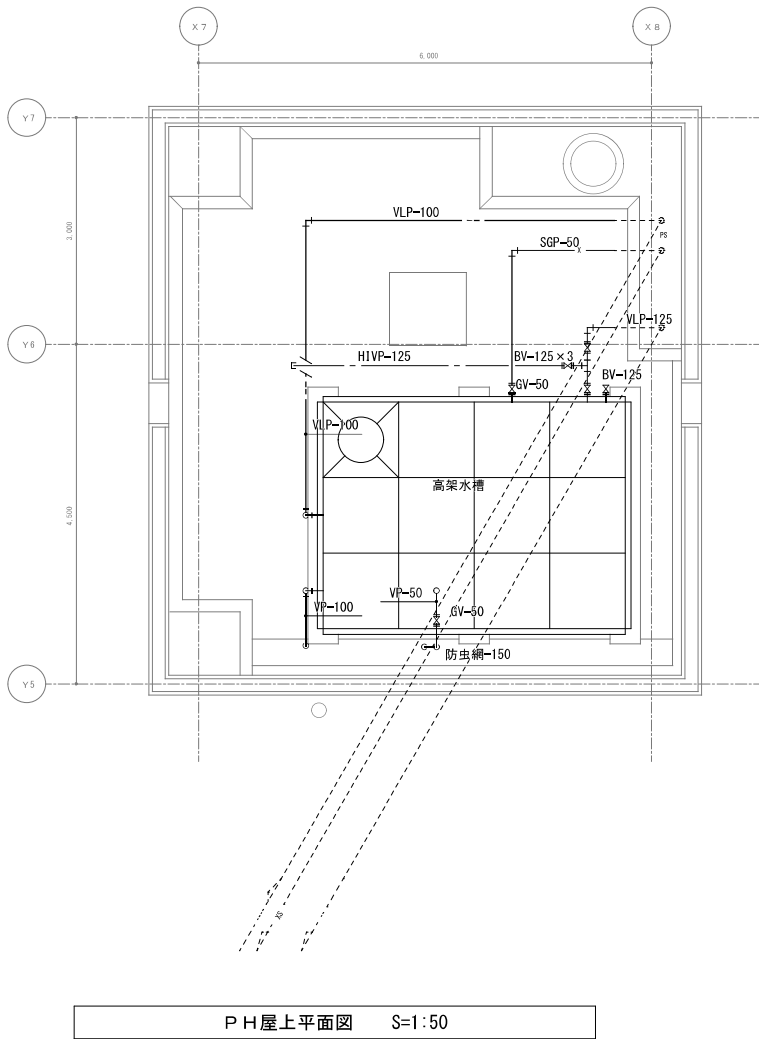
工事名称	塩穴団地2棟解体ほか工事		
図面名称	受水槽詳細図（参考）		
A3縮尺	NON	A1縮尺	NON
堺市 建築都市局 建築部	図面番号	AM／06	
図寸法			

※実線範囲の受水槽廻り配管フランジバックン撤去
50A： 2箇所 125A： 7箇所

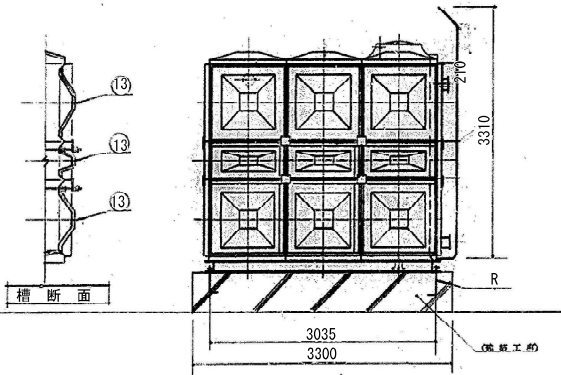
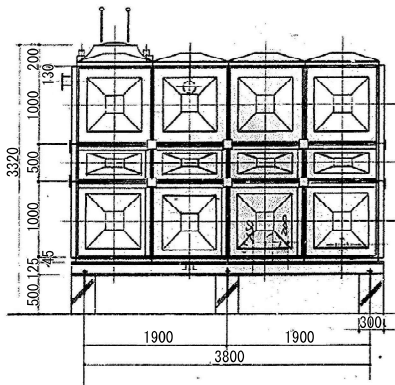
凡 例		※記載なき管種は以下の通り	※実線配管、器具類はすべて撤去
—— — — — —	給水管	硬質塩ライニング鋼管 (VLP、HIVP)	
—— - - - - -	揚水管	硬質塩ライニング鋼管 (VLP)	
- - - - -		既存配管類を示す	

機器表 (すべて撤去)

機 器 名	機 器 仕 様	備 考	個数
FRP組立式高架水槽	4.0×3.0×2.5H (有効: 24.0m3)	P H屋上	1
特記事項			



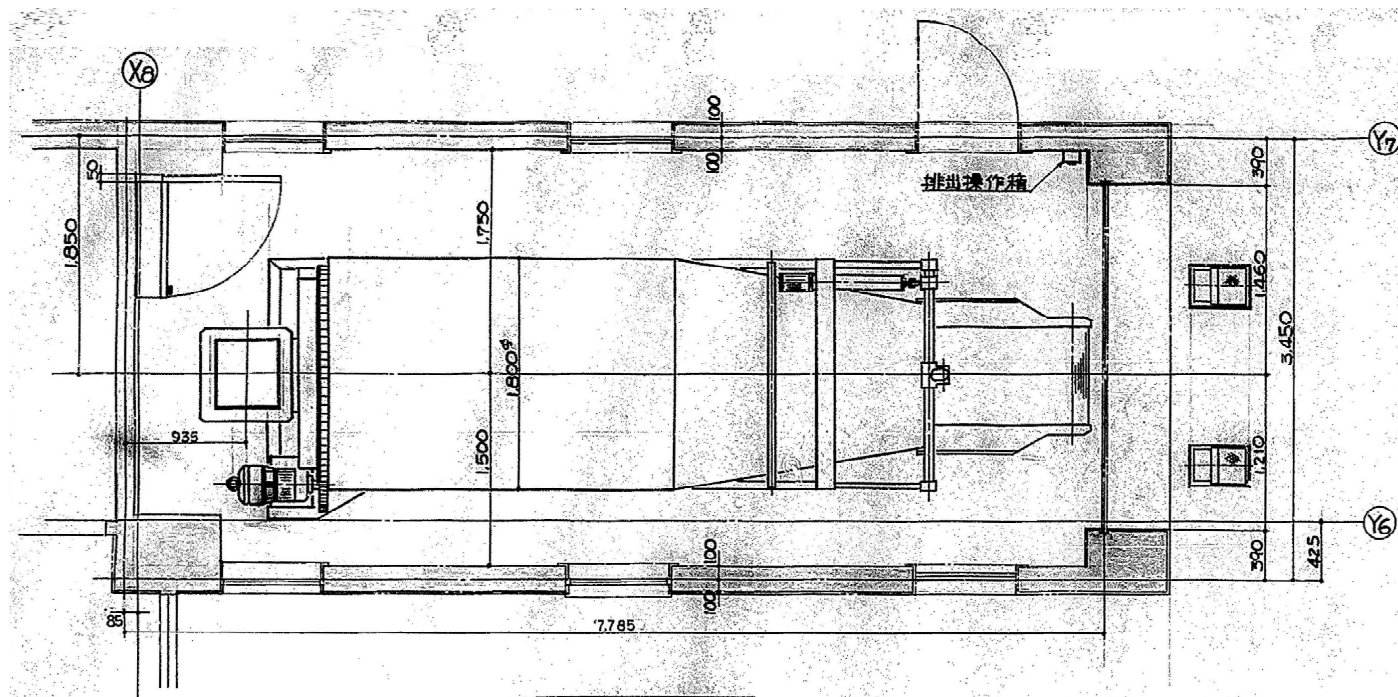
架台仕様
A □ 125×65×6
B L 65×65×6
K 取付ボルト30 1/2
R アンカーボルト12 3/8



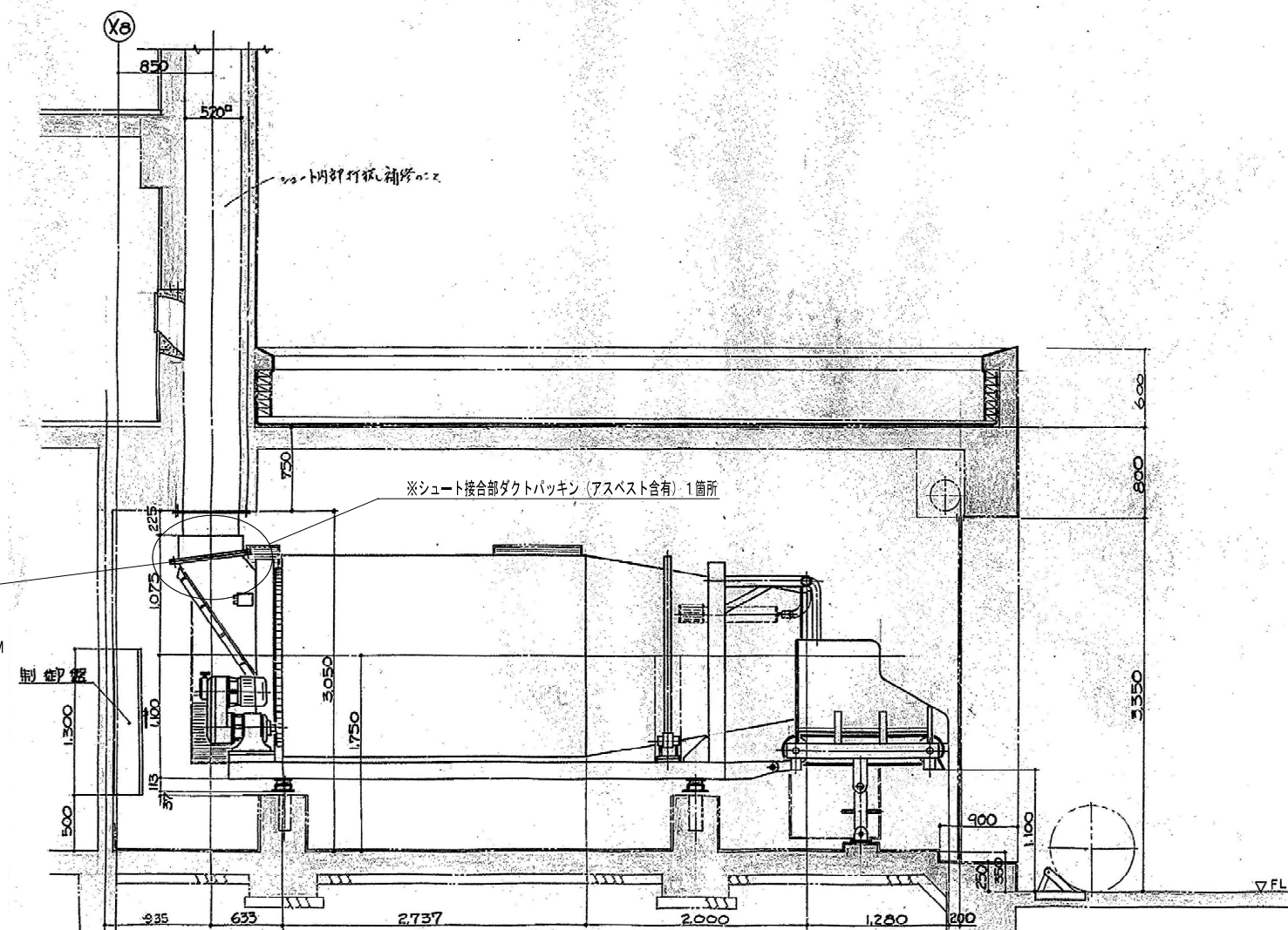
番	名称	材質	寸法	数量	備 考
①	槽	FRP	30000I		高架水槽
②	マンホール	FRP	450φ	1	
③	内タラップ	PVC	40φx20φ	1	
④	外タラップ	SGP	3/8x3/8	1	
⑤	通気	PVC	40	1	
⑥	電極	PVC	50	1	
⑦	揚水	PVC	100	1	
⑧	給水	PVC	100	1	
⑨	給水	PVC	125	1	
⑩	消火	PVC	50	1	
⑪	満水	PVC	125	1	
⑫	排水	PVC	50	1	
⑬	複合板	合成樹脂	20		

既設高架水槽 (参考) S=1:50

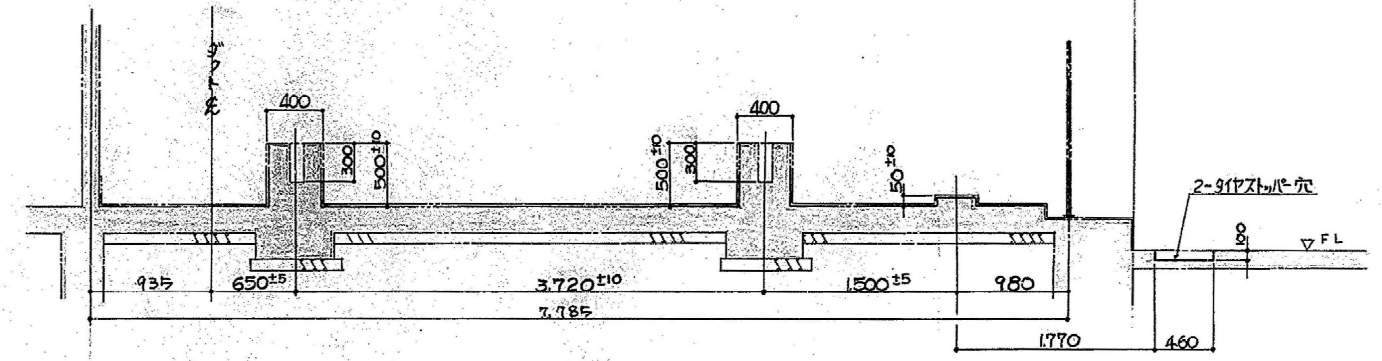
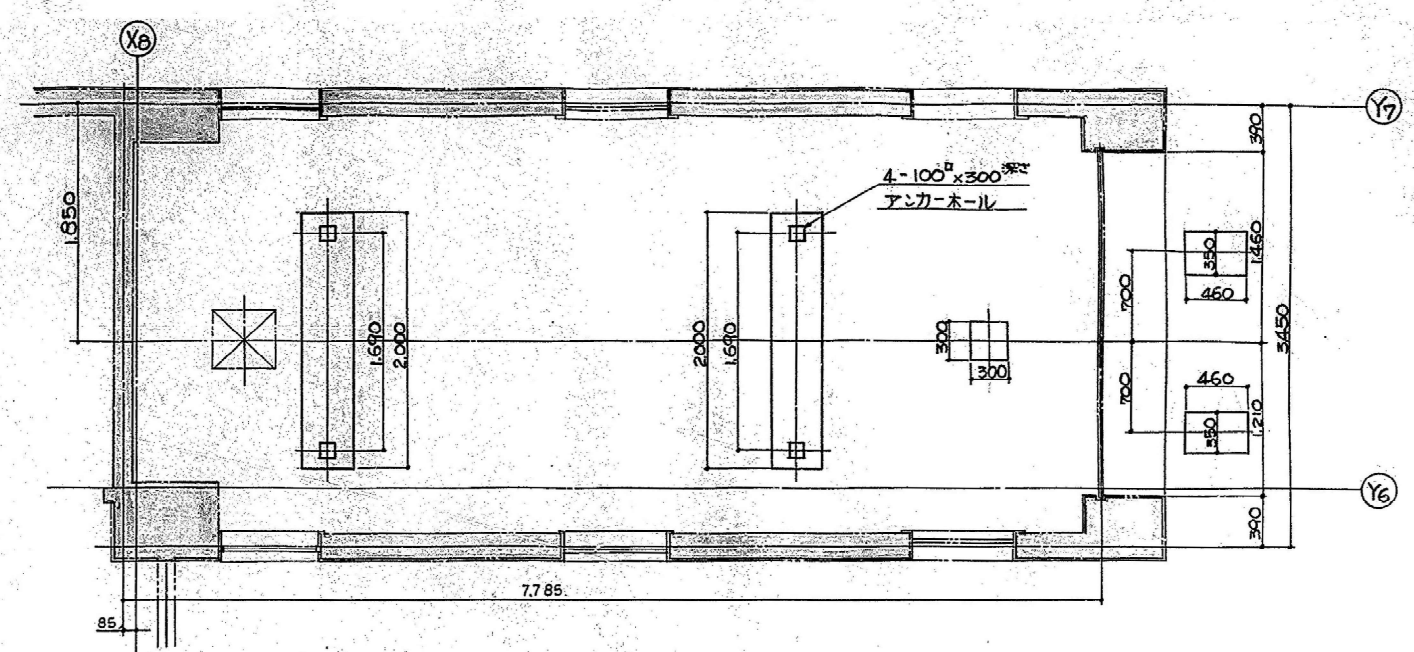
工事名称	塩穴団地2棟解体ほか工事		
図面名称	PH屋上平面図、高架水槽詳細図		
A3縮尺	1／100	A1縮尺	1／50
堺市 建築都市局 建築部	図面番号		AM／07
図寸法			
0 25 50 75			



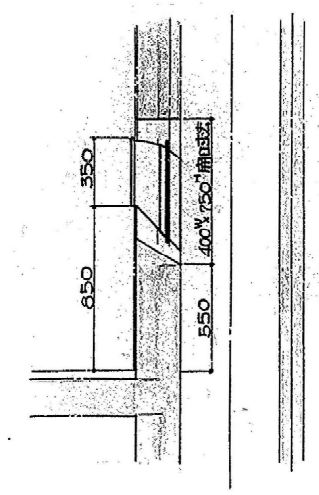
ドラム室平面図



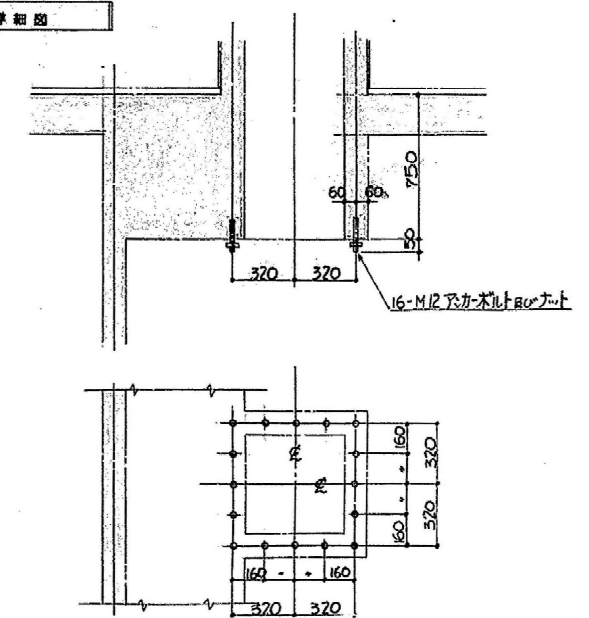
ドラム室側面図



ドラム室詳細図

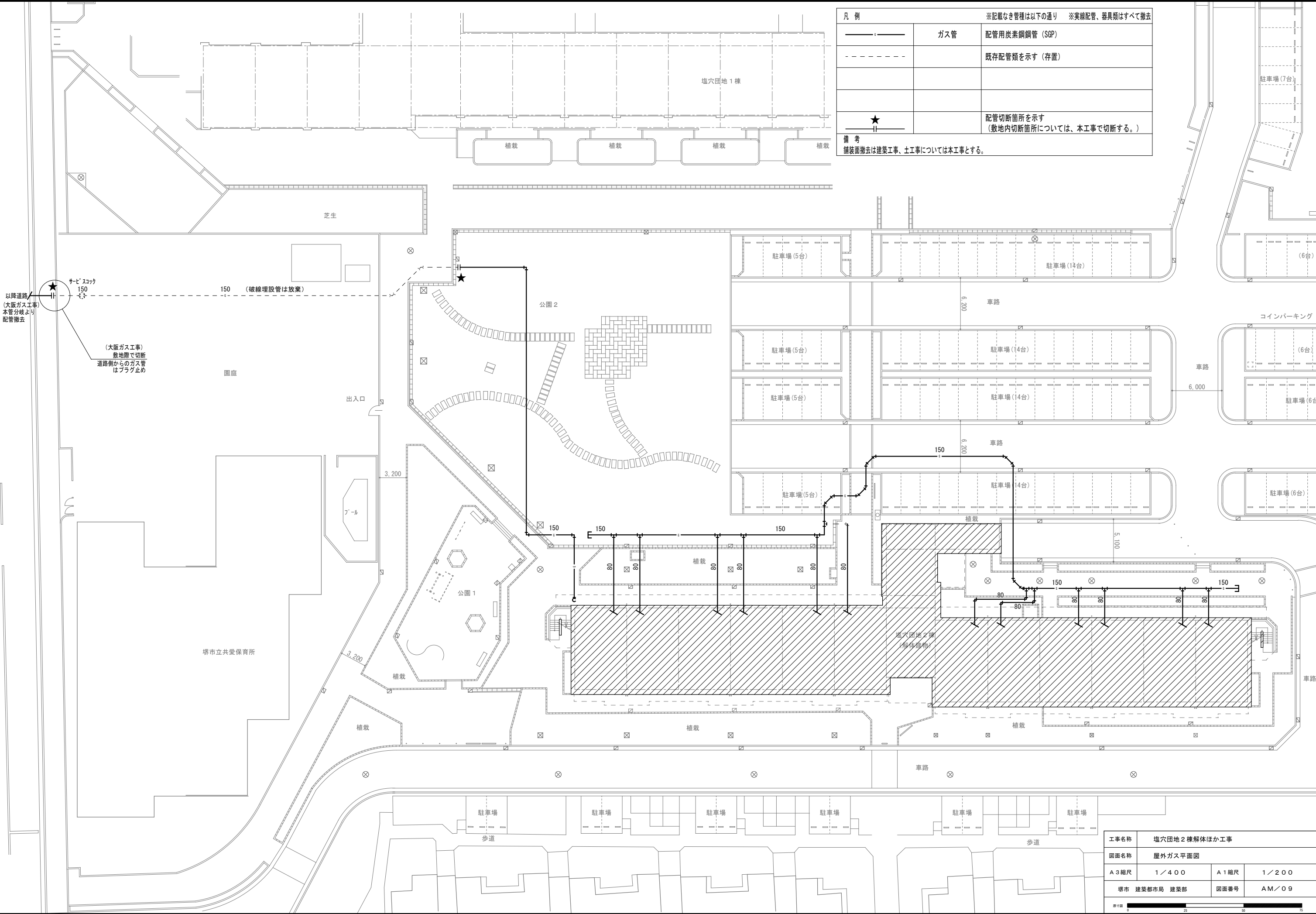


各階設入口取付詳細図



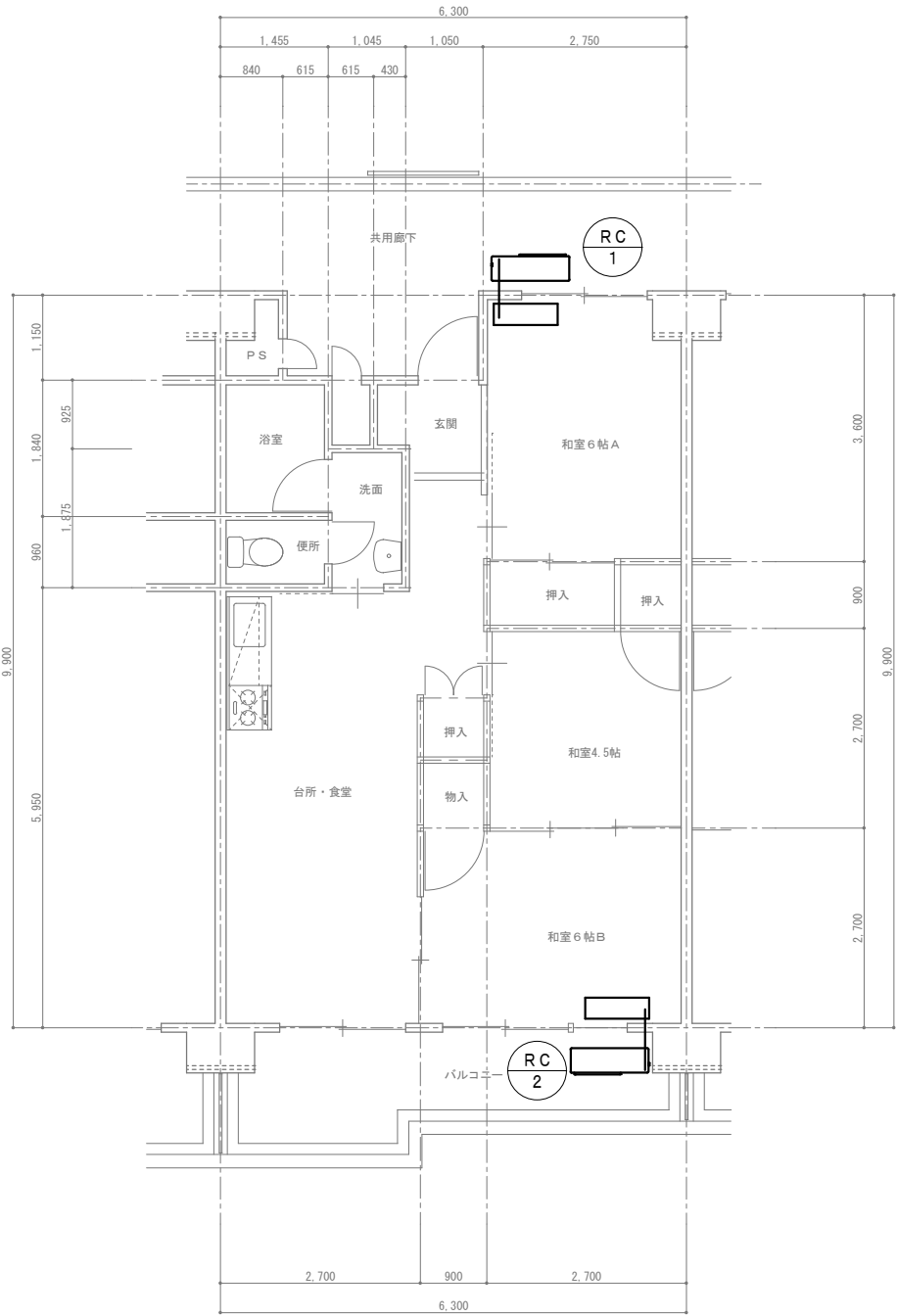
継ぎダクト取付ボルト詳細図

工事名称	塩穴団地2棟解体ほか工事			
図面名称	回転ドラム 詳細図 (参考)			
A3縮尺	1/60	A1縮尺	1/30	
堺市 建築都市局 建築部	図面番号	AM/08		



凡 例		※記載なき管種は以下の通り	※実線配管、器具類はすべて撤去
———	ガス管	配管用炭素鋼鋼管（SGP）	
- - - - -		既存配管類を示す（存置）	
★		配管切断箇所を示す （敷地内切断箇所については、本工事で切断する。）	
備 考 舗装面撤去は建築工事、土工事については本工事とする。			

工事名称	塩穴団地2棟解体ほか工事		
図面名称	屋外ガス平面図		
A3縮尺	1／400	A1縮尺	1／200
堺市 建築都市局 建築部	図面番号	AM／09	
図寸図 0 25 50 75			



住戸 平面詳細図 S=1:50

空調・換気機器表

※すべて撤去（ポンプダウンを行うこと）

記 号	名 称	仕 様	電 気 容 量		台 数	設 置 場 所	備 考
			電 源	容 量 (kW)			
RC-1、2	ルームエアコン	形 式：壁掛形	1φ100V				
		冷房能力：2.2kW 暖房能力：2.5kW	圧縮機	0.60	10	(室外機) 共用廊下	内10台は天吊り
					10	バルコニー	内 3台は天吊り
					1	管理人室横 庇上部	
					22	(室内機) 住戸	内2台は室外機無し
					1	管理人室	

工事名称	塩穴団地2棟解体ほか工事		
図面名称	住戸 平面詳細図（空調と設備）		
A3縮尺	1／100	A1縮尺	1／50
堺市 建築都市局 建築部	図面番号	AM／10	
図寸図 			